

# 鮭川村難聴者補聴器購入費助成事業

## 補聴器の購入費を助成します

聴力の低下により、他者との会話に加わりにくくなり、社会的孤立状態を招きやすくなるなど、社会的・認知的刺激の低下につながり、認知症のリスクを高めると言われています。

認知症の予防につながる生活習慣を実践できるよう、補聴器の購入助成を行うことにより、高齢者の認知症予防、うつ病予防及び日常生活の質の向上を図ります。

### 以下のすべてに該当する身体障害者手帳交付対象外の方が対象

- ① 村内に居住する65歳以上の方
- ② 両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満の方
- ③ 補聴器の装用により、コミュニケーションの向上について一定の効果が期待できると医師が判断した方
- ④ 世帯員全員が、住民税所得割額45万円以下の方



### 助成内容

補聴器（本体）1台分の購入費用の2分の1又は以下の上限額のいずれか少ない額  
上限は以下のとおりです。

- 生活保護世帯及び住民税非課税世帯に属する方 40,000円
- 住民税課税世帯に属する方 20,000円

※集音器、修理・メンテナンス費用、診察料、検査料、送料等は対象外です。

### 申請書類

必ず購入前に申請が必要です。

- 難聴者補聴器購入費助成金交付申請書
- 難聴者補聴器購入費助成事業医師意見書
- 補聴器購入予定事業者が作成した補聴器の見積書



問合せ先

鮭川村健康福祉課福祉係

TEL:55-2111 (内線 135)